

社会福祉法人制度・ 社会福祉連携推進法人制度の在り方について

目次

- 1 社会福祉法人制度改革の進捗状況等について
- 2 社会福祉連携推進法人制度の見直しについて
- 3 既存施設の土地・建物の有効活用について

参考資料

1 社会福祉法人制度改革の進捗状況等について

ひと、暮らし、みらいのために

社会福祉法等の一部を改正する法律

衆議院可決：平成27年7月31日
参議院可決：平成28年3月23日
衆議院再可決・成立・公布
：平成28年3月31日

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

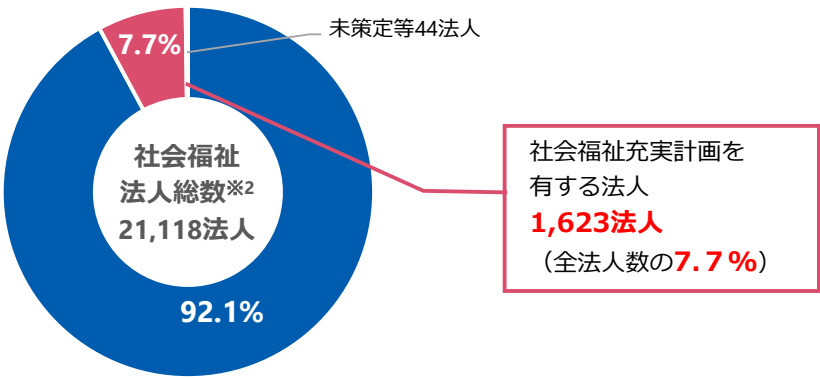
社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の実施状況

平成28年改正社会福祉法の措置内容		措置状況・評価
1. 経営組織のガバナンスの強化	○議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議	—
	○役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備	—
	○親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備	—
	○一定規模以上の法人への会計監査人の導入	収益30億円/負債60億円超の446法人及び任意の128法人に設置 (令和6年4月1日時点現況報告書に基づく福祉基盤課調べ)
2. 事業運営の透明性の向上	○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大	H29より財務諸表等電子開示システムを運用
	○財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等	財務諸表等電子開示システムによる公表法人 99.7% ※21,024法人/21,086法人(令和6年末時点)
3. 財務規律の強化	○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等	— (把握している罰則適用事例はない)
	○純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化	社会福祉充実財産総額 3,759億円(前年差126億円減) ※福祉基盤課調べ(令和6年10月1日時点)
	○再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ	社会福祉充実財産が生じた法人 1,623法人(全法人数の7.7%) ※福祉基盤課調べ(令和6年10月1日時点)
4. 地域における公益的な取組を実施する責務	○社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定	地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への記載割合 71.0% ※出典:財務諸表等電子開示システム(令和6年4月1日時点)
5. 行政の関与の在り方	○都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ	H29に指導監査ガイドラインを策定・公表
	○経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備	勧告件数 13件 公表件数 0件 ※出典:福祉行政報告例(令和5年度実績)
	○都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備	H29より財務諸表等電子開示システムを運用 H29より所轄庁において財務諸表等電子開示システムのデータを集計・分析できるよう措置

令和6年度における社会福祉充実計画の状況について

- 「社会福祉充実財産」（社会福祉法人の財産から事業継続に必要な財産を控除した財産）が生じた法人は、「社会福祉充実計画」を策定し、使途を見える化した上で計画的に社会福祉事業等に再投下することとしている。令和6年度における当該計画の全体の状況は以下のとおり。（令和6年10月1日時点福祉基盤課調べ※1）
- 社会福祉充実計画を有する法人は、**1,623法人**（社会福祉法人総数※2の**7.7%**）で、社会福祉充実財産の総額は**3,759億円**
（参考：令和5年度における状況 社会福祉充実計画を有する法人 1,772法人（8.4%） 社会福祉充実財産の総額 3,885億円）

1. 社会福祉充実計画の有無



2. 社会福祉充実計画の事業区分

社会福祉充実財産の使途は、社会福祉事業、地域公益事業、公益事業の順に検討することとなっている。

社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	合計
3,501事業 (95.8%)	91事業 (2.5%)	64事業 (1.7%)	3,656事業

3. 社会福祉充実計画の事業内容別事業費・事業数内訳

事業内容	事業費※3	事業数
合計	3,759億円	3,656事業
サービス向上のための既存施設の改築・設備整備	1,772億円 (47.2%)	1,560事業 (42.7%)
新規事業の実施	597億円 (15.9%)	397事業 (10.9%)
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	143億円 (3.8%)	309事業 (8.5%)
職員給与、一時金の増額	143億円 (3.8%)	455事業 (12.4%)
既存事業のサービス内容の充実	128億円 (3.4%)	351事業 (9.6%)
職員の福利厚生、研修の充実	47億円 (1.2%)	327事業 (8.9%)
既存事業の定員、利用者の拡充	30億円 (0.8%)	43事業 (1.2%)
上記以外の事業	201億円 (5.3%)	214事業 (5.8%)
充実計画の対象となっていない充実財産等※4	698億円 (18.6%)	-

※1 回収率は97.4%（昨年度回収率は96.2%）。なお、回収率の計算式は、（令和7年3月時点有効回答1,623法人）／（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータにおいて充実財産が発生した1,740法人から、社会福祉充実計画策定に係る費用が社会福祉充実財産を上回ることが明らかな場合等により、当該計画の策定が不要であることが確認できた73法人を除いた1,667法人）＝97.4%

※2 令和5年度福祉行政報告例に基づく全国社会福祉法人数

※3 補助金等を除く充実財産充当額のみを計上

※4 充実計画期間内に新たに発生した充実財産、充実計画額と実績額との差額など充実計画の変更を伴わず充実計画の対象とならない額の合計額

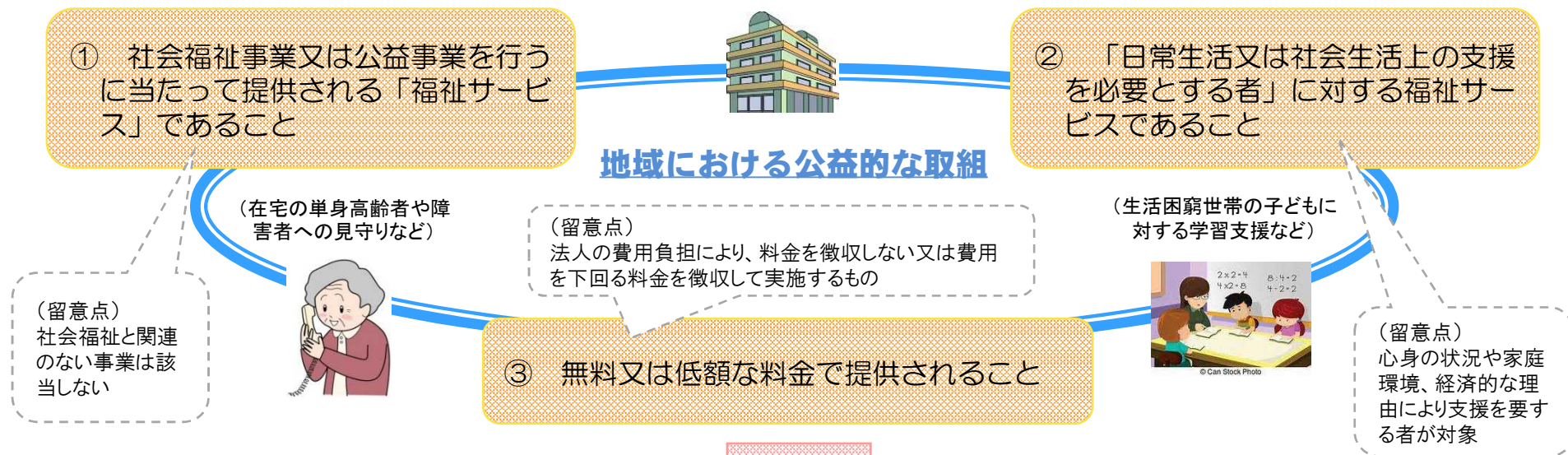
社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施に係る責務について

○平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。



○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集

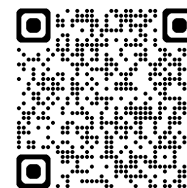
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」への期待は、益々高まっている。
- ✓ こうした状況を踏まえ、**生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」**について、全国の法人の取組の参考となるよう、**令和3年度に、各所轄庁から管内の法人の好事例を推薦いただき、好事例集を作成。**
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼するとともに、管内の法人の取組状況の引き継ぎの把握等により、「地域における公益的な取組」を一層促進していただくことを依頼。



掲載先URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000920124.pdf>

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉法人制度 > 地域における公益的な取組



▼▶ 掲載事例の例

断らない相談窓口の実践

地域の全世代を対象に、専門職と地域の協力者が生活上の困り事に関する相談を受け、必要に応じて関係機関に繋げる。（栃木県内の事例）

制度の狭間のニーズに対する生活支援

地域の独居高齢者や生活困窮者等に対し、町内有志の応援団により、ゴミ出しや買い物代行、家屋内の掃除等の生活支援を実施。（岡山県内の事例）

生活困窮者等に対する一時居住支援

住居を持たない生活困窮者等に対し、衣食住の提供とともに、就労支援や生活支援等の包括的な支援を行う。（静岡県内の事例）

生きづらさを抱える方への居場所支援

働くことに一歩踏み出せない方、ひきこもりの方が集う居場所として、定期的に施設を開放。（京都府内の事例）

生活困窮者等に対する就労・外出支援

生活困窮者等が就労するための準備的な活動として、法人職員業務の補助者として受け入れる。（埼玉県内の事例）

※ このほか約400事例を掲載。地域の抱える課題との共通点がある事例について、法人の取組のヒントとしていただく。

2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ（令和7年7月25日）（抄）

3. 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援の方向性

（7）人材確保と職場環境改善・生産性向上（DX）に係る福祉サービスの共通課題等に対する方向性

（法人等の経営支援、社会福祉連携推進法人のあり方）

- 法人に対する共通的な支援としては、福祉医療機構（WAM）において資金融資や経営サポート事業を行っており、短期的には、物価高騰の影響を受けた社会福祉法人や医療法人等に対する優遇融資を活用しつつ、中長期的には、経営サポート事業の活用や、分析スコアカードの活用などにより、所轄庁の支援も得ながら、自らの経営状況に対する認識を深め、課題の早期発見・早期対応につなげていく必要がある。
- また、福祉医療機構（WAM）において合併支援業務として無料のマッチング支援を開始したところであり、事業者の選択肢の一つとして合併・事業譲渡等がしやすくなるような環境整備を行っていく必要がある。
加えて、福祉事業の原資には公的な資金が使われていることを踏まえて、合併等に必要な手続をより明確化するための検討を行うべきである。

(独) 福祉医療機構による福祉貸付事業について

1 事業の目的

- (独) 福祉医療機構が行う福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進及び向上を図ることを目的として実施。

2 貸付制度の主な内容

区 分	福祉貸付事業
貸付対象施設等 (注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業 等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金
貸付金利 (注2・3)	年1.50%～2.60% (年1.60%～2.20%)
償還期間 (注4)	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。 (注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。

(注3) 貸付金利は令和7年4月1日現在の建築資金(20年以内)の金利。()内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。

(注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウスの耐火構造は30年以内。

物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対する優遇融資の拡充（令和7年4月～）

《対象となる施設・事業》

- ① 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業
- ② ①に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、経営改善計画書をご提出いただいた施設・事業
（医療貸付のみ）
- ③ ①②に加え、病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出を行った施設または地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設・事業

融資条件	福祉貸付	医療貸付
対象施設・事業	社会福祉施設等	病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
償還期間	10年以内	
据置期間	①1年6月以内 ②2年以内	①1年6月以内 ②2年以内 ③5年以内
貸付利率	1.50%※1	
	直近の事業収益の2月分を上限に ②当初2年間無利子	直近の事業収益（医療収益）の2月分を上限に ②当初2年間無利子 ③当初5年間無利子
無担保貸付※2 限度額	①500万円	①500万円
	②次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益の2月分	②③次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益（医療収益）の2月分
貸付金の限度額	（①に該当する場合） 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍	・ 病院：7.2億円 ・ 介護老人保健施設および介護医療院：1億円 ・ その他の施設、事業：4,000万円 （①に該当する場合は上記限度額もしくは、以下のうちいずれか低い金額） ・ 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍
保証人 ※3	適用金利に一定の利率を上乗せる「保証人不要制度」もしくは「個人保証」のいずれかを選択可能	

※1 利率は令和7年4月1日現在のものです。また、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。
福祉貸付利率表（PDF）もしくは医療貸付利率表（PDF）の「物価高騰対応資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。

※2 無担保貸付限度額を超える分は担保評価額×80%までとなります。
医療貸付において、診療報酬債権担保等をご利用の場合、担保評価額の100%になります。

※3 債権保全等の観点から、機構から保証人をお願いすることがあります。

▼利率表はこちら



独立行政法人福祉医療機構

リーフレットより抜粋

(独) 福祉医療機構による経営サポート事業の概要

○ (独) 福祉医療機構において施設の健全経営を支援するため、リサーチ・セミナー・コンサルティングを実施

社会福祉事業施設・医療施設の経営の安定及び向上に資するため、リサーチレポート公表やセミナー開催、社会福祉法人や医療法人へのコンサルティングを実施している。

リサーチレポート

経営者等にとって、有益となる経営状況や業界動向等の情報をSC Research Reportで公表

■レポート事例■

- ・介護報酬改定に関するアンケート調査の結果
- ・福祉医療施設の建設費等に関する動向
- ・特別養護老人ホームの人材確保に関する調査
- ・病院の経営状況について など

経営セミナー

経営者等を対象に行政担当者、学識経験者等を講師としてセミナーを実施

■セミナーのポイント■

政策動向を踏まえた施設整備のご参考に

テーマに沿った優良な実践事例を紹介

リサーチ・コンサル事例に基づいた講義

機構融資に関する質問・相談の受け付け

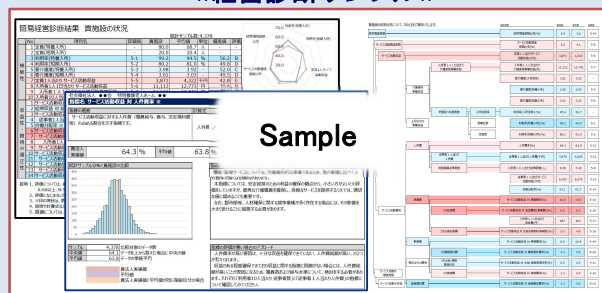
コンサルティング等

融資業務を通じて蓄積した豊富なデータに基づき、各種のコンサルティング等を実施

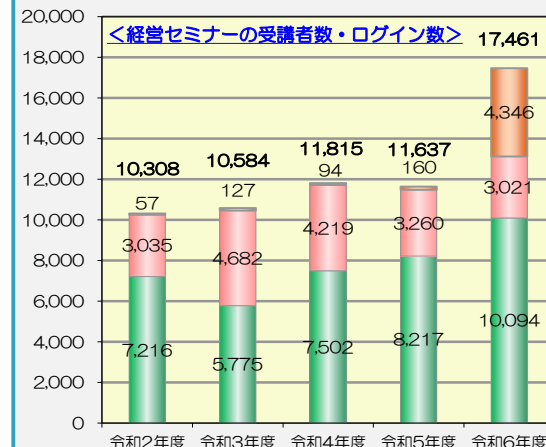
■コンサルティング事例■

経営分析プログラム	複数年の決算書等による経営診断を中心とした総合的な経営分析
人事給与分析プログラム	機構保有データを活用した給与規程分析等により給与改定等の方針案を提示
個別支援プログラム	相手方のニーズに対応した個別コンサルティング
介護医療院移行支援プログラム	医療療養病床等から介護医療院への円滑な移行を支援
経営診断	1か年の決算書等を基に速やかに診断

《経営診断サンプル》

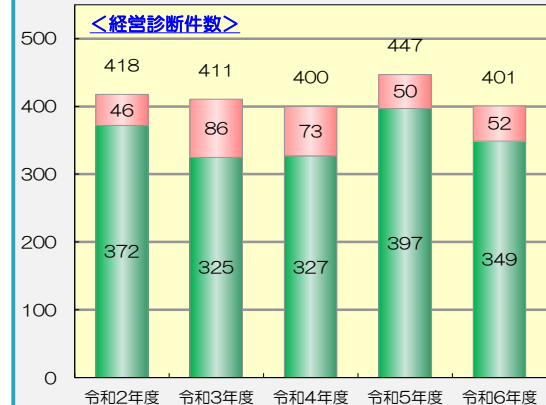


人 ■福祉系セミナー ■医療系セミナー ■特別企画セミナー



※令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりセミナーをWEB配信としたため、視聴ページのログイン数を記載
令和4年度以降はオンラインと集合形式を併用して実施したため、受講者数とログイン数の合計を記載

件 ■福祉施設 ■医療施設



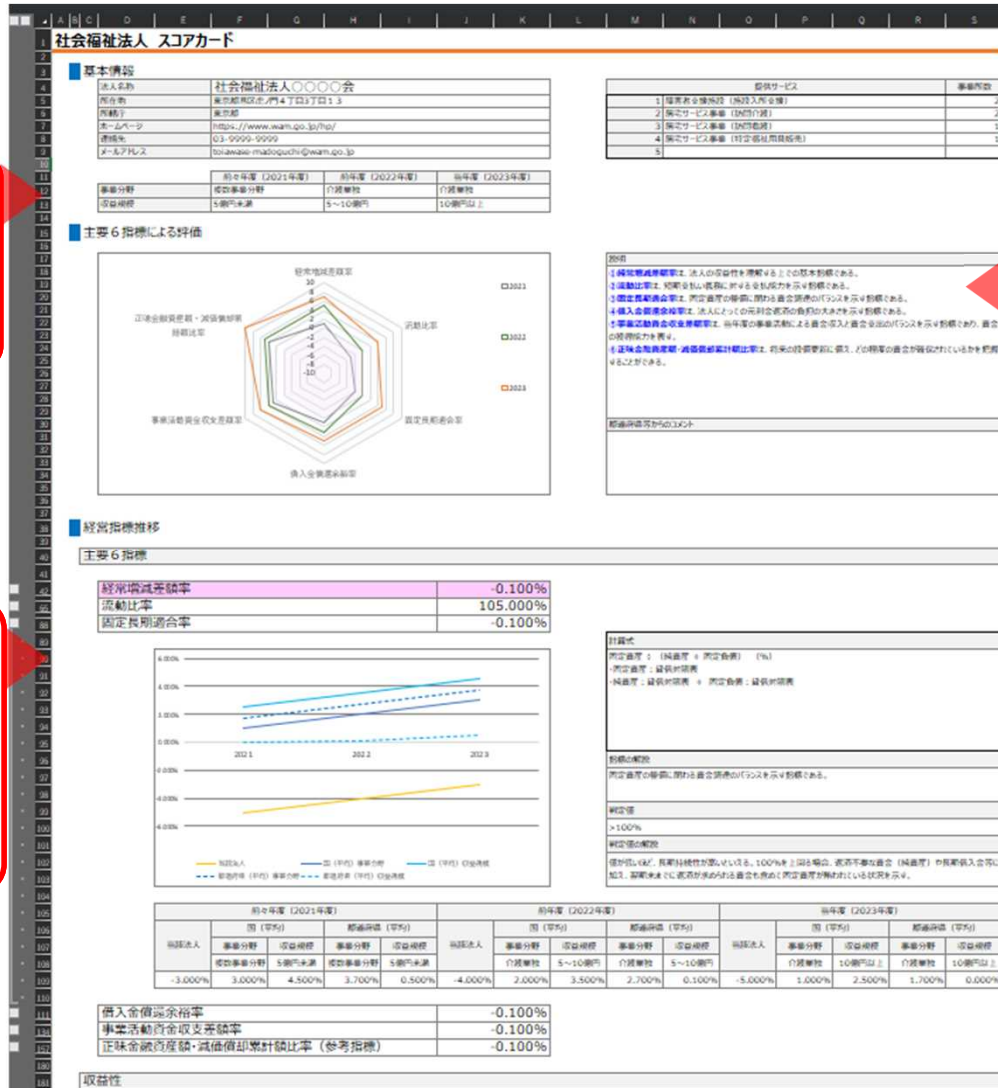
社会福祉法人財務諸表等電子開示システム 分析用スコアカード

- 福祉医療機構が運用を行っている社会福祉法人の「財務諸表等電子開示システム」において、法人の財務諸表等を公表しているが、他にも、管内の社会福祉法人の経営状況等を的確に捉え、所轄庁が適時に法人指導を行うことを目的に、財務諸表等から収益性、安定性、持続性、合理性、効率性、経営自立性の観点から指標化した分析用スコアカードを、令和6年度から所轄庁へ提供している。
- 上記の分析用スコアカードについては、各社会福祉法人においても、より中長期的な視点から、自らの経営状況に対する認識を深め、必要な対応策を採っていく必要があることから、令和7年10月から、自法人の分析用スコアカードの提供を開始している。

WAMから提供している 分析用スコアカードのイメージ

法人の基本情報、直近3か年の事業分野と収益規模、提供サービスと事業所数、主要6指標による直近3か年のレーダーチャートを表示しています。

経営指標毎に自法人、事業分野平均(国、都道府県)、収益規模平均(国、都道府県)及びそれらの直近3か年の推移を折れ線グラフで表示します。また、指標の説明、見方、基準値範囲を表示します。



レーダーチャートやランクの定義等を説明を記載しています。

社会福祉法人合併支援業務の概要

- 令和7年度から新たに、福祉医療機構において、合併を検討・希望する社会福祉法人から情報の登録を受け付け、希望する条件に合致する法人同士を引き合わせる社会福祉法人合併支援業務を実施する。
- 令和7年4月1日から、福祉医療機構のホームページに申込フォームを公開し、情報登録の受付を開始する。登録のあった法人の中から、希望する条件に合致する社会福祉法人の紹介を行う（紹介前に両法人間で秘密保持契約を締結し、引き合わせ以降は両法人間で交渉）。



2 社会福祉連携推進法人制度の見直しについて

ひと、くらし、みらいのために

「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ（令和7年5月28日）（抄）

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等の在り方

【現状・課題等】

- 少子高齢化・人口減少が進む中で、地域において複雑化・多様化する福祉ニーズへ対応するために、地域共生社会の担い手として、公益性・非営利性を有し、社会福祉事業や「地域における公益的な取組」を行う社会福祉法人や、社会福祉連携推進業務として地域福祉支援業務を行う社会福祉連携推進法人の役割が非常に重要である。
その際、サービス提供に必要な人材の確保が困難となる中で、地域の福祉ニーズに対応した事業を安定的に継続するためには、経営の協働化・大規模化等による経営基盤の強化、事業の効率化等を図ることが有効な方策として考えられる。

また、人口減少局面にある過疎地域等では、利用者の減少や職員等の不足により、法人単独では事業を実施することが困難な状況下において、持続可能なサービス提供体制を構築するため、それぞれの法人のリソースを活用することが求められている。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
 - ・ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」は、地域課題の発見から対応までを法人ごとで実施するのではなく、他機関と協働して実施することもある必要ではないか。
 - ・ 過疎地域などにおいて、一定の要件を満たす場合には、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を実施することができるよう検討するなど、社会福祉連携推進法人制度の活用を推進する方策を考えるべきではないか。等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、以下のことを可能にするための法令上・運用上の措置を行うことを検討すべきである。
 - ・ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を広げていくために、その目的や取組に関して、ポイントの周知や更なる明確化を行う必要がある。
 - ・ 社会福祉連携推進法人制度の活用を一層促進するため、社会福祉連携推進法人の事業要件の緩和や事務負担の軽減を行う必要がある。
 - ・ 人口減少局面の地域において、単独の法人としてのサービス提供だけでなく、社会福祉法人の人材・資産等のリソースをいかした連携・協働を推進する必要がある。

2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ（令和7年7月25日）（抄）

2. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制の方向性

（2）中山間・人口減少地域におけるサービスを維持・確保するための柔軟な対応

- 地域のサービスを維持・確保するためには、地域のサービス主体が今後も事業を継続できるための支援体制に加え、新たなサービス主体が地域に参入しやすい仕組みづくりが必要である。
- 「社会福祉連携推進法人」制度は、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、良質かつ適切な福祉サービスを地域に供給するとともに、経営基盤の強化に資することを目的としている。この法人制度の導入を後押しし、法人連携による経営の効率化や人材の確保・育成等を推進するため、事務の簡素化のみならず、制度的な要件の弾力化を図ることも検討すべきである。また、制度的な連携に限らず、事業者間において、施設等の共同利用や共通事務の協働化など、限られたリソースの中で有効活用していく必要がある。

3. 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援の方向性

（7）人材確保と職場環境改善・生産性向上（DX）に係る福祉サービスの共通課題等に対する方向性

（法人等の経営支援、社会福祉連携推進法人のあり方）

- 加えて、協働化の一つの手法である社会福祉連携推進法人について、その制度趣旨を踏まえるとともに、一定のガバナンスの確保に留意しつつ、地域福祉の充実、人材の確保・育成といった連携によるメリットを強化し、より使いやすい仕組みとしていく必要がある。
現行制度下においては、人材育成・定着・確保業務や、経営支援業務など、経営基盤の強化に資するための法人間の連携のための取組が進み、業務の協働化・効率化が推進されているが、一方で、特に中山間・人口減少地域においては、人材不足や利用者減少等により法人単独での経営が厳しい状況にあり、社会福祉連携推進法人制度の面でも対応が必要であるとの意見があった。
- この点について、可能な範囲で事務負担の軽減や手続の簡素化を図るとともに、特に中山間・人口減少地域において、地域住民に必要な社会福祉事業を維持し、利用者を保護する観点から、関係者の協議を踏まえて認定所轄庁において地域の福祉ニーズに基づき必要性を判断した上で、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とし、あわせて、社会福祉連携推進業務以外の業務の規模要件を緩和するといった、地域のサービス提供体制の確保のために必要な要件緩和等を行う必要がある。その際には、社員法人が保有する土地・建物の有効活用の方法についても考える必要がある。これらの検討を行うに当たっては、社会福祉連携推進法人の主たる業務は社会福祉連携推進業務であることに留意して、その制度趣旨を勘案した適切な要件のあり方を考える必要がある。

2 社会福祉連携推進法人制度の見直しについて

現状・課題

- 社会福祉連携推進法人制度は、社員法人の社会福祉に係る業務の連携を推進し、良質かつ適切な福祉サービスを地域に供給するとともに、経営基盤の強化に資することを主たる目的としており、協働化の仕組みの1つとして重要な制度。
地域福祉の充実、人材の確保・育成といった連携によるメリットをより享受できるよう、設立に係る事務負担の軽減や業務要件の緩和などにより使いやすい仕組みとしていく必要がある。
- 現行では、制度の趣旨を踏まえ、社会福祉連携推進法人が行う業務は、①地域福祉支援業務、②災害時支援業務、③経営支援業務、④貸付業務、⑤人材確保等業務、⑥物資等供給業務といった社会福祉連携推進業務が中心となっている。
そのため、社会福祉連携推進業務以外の業務は、事業規模が全体の過半に満たないものであることとしているほか、社会福祉事業を行うことはできないとしている。
- この点について、「地域共生社会の在り方検討会議」や「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」では、過疎地域等において、地域住民に必要不可欠な社会福祉事業を維持し、利用者を保護する観点から、一定の要件を満たす場合に、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とするなど、社会福祉連携推進法人制度の活用を促進する方策を考えるべきとの意見が出されている。
一方、社会福祉連携推進法人の主たる業務は社会福祉連携推進業務であることにも留意し、その制度趣旨を勘案した適切な要件のあり方を考える必要がある。
- また、社会福祉連携推進法人の事務手続きの負担が大きいという声が寄せられており、上記検討会においても事務負担の軽減の必要性について言及されている。

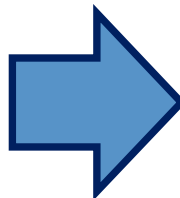
2 社会福祉連携推進法人制度の見直しについて

論点

- 地域住民に必要不可欠な社会福祉事業等を維持し、利用者を保護する観点から、以下の見直しを行うことについてどのように考えるか。
 - ・ 一定の要件を満たす場合には、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とすること
 - ・ 社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする福祉サービスについても、行うことを可能とすること
 - ・ その際、社会福祉連携推進業務以外の業務の規模要件を緩和すること
- 上記の「一定の要件」について、社会福祉連携推進法人が実施する社会福祉事業の範囲をどのように考えるか。
また、社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする福祉サービス（公益事業）についても、実施を認めるか。
この他「一定の要件」として、下記の要件を満たす場合に限定することについて、どのように考えるか。
 - ・ 当該地域において、福祉ニーズを充足できていない、かつ他のサービス事業主体の参入が期待できないこと
 - ・ 社会福祉事業等を実施する場合であっても、主たる目的である連携推進業務を行う体制が確保されていること
- 社会福祉連携推進法人が社会福祉事業又は上記公益事業を行う場合は、定款及び社会福祉連携推進方針（以下「定款等」という。）に規定することとした上で、上記の「一定の要件」を満たすことについて、認定所轄庁が定款等の認可の際に確認することについてどのように考えるか。
- なお、検討に当たっては、社会福祉連携推進法人は確実に社会福祉連携推進業務を行う体制を確保する必要があり、また、すでに社会福祉事業を行うことを目的とする法人として社会福祉法人があることから役割分担をした、制度創設時の考え方に留意する必要がある。
- その他、事務負担の軽減のため、代表理事再任時の手続きを緩和することについてどのように考えるか。

① 社会福祉連携推進法人は社会福祉事業及び社会福祉を目的とする福祉サービスを行うことはできない。

② 代表理事（任期2年）の再任時における認定所轄庁の認可など、事務手続きの負担が大きい。



・ 一定の要件の下で社会福祉連携推進法人の社会福祉事業等の実施を認めることで、必要な人材等のリソースを集約した業務連携等が可能となり、地域の福祉サービス提供体制を確保。

・ 手続きの一部を緩和することで、社会福祉連携推進法人、社員法人、認定所轄庁等の負担を軽減。

3 既存施設の土地・建物の有効活用について

ひと、くらし、みらいのために

「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ（令和7年5月28日）（抄）

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等の在り方

【現状・課題等】

- 少子高齢化・人口減少が進む中で、地域において複雑化・多様化する福祉ニーズへ対応するために、地域共生社会の担い手として、公益性・非営利性を有し、社会福祉事業や「地域における公益的な取組」を行う社会福祉法人や、社会福祉連携推進業務として地域福祉支援業務を行う社会福祉連携推進法人の役割が非常に重要である。
その際、サービス提供に必要な人材の確保が困難となる中で、地域の福祉ニーズに対応した事業を安定的に継続するためには、経営の協働化・大規模化等による経営基盤の強化、事業の効率化等を図ることが有効な方策として考えられる。

また、人口減少局面にある過疎地域等では、利用者の減少や職員等の不足により、法人単独では事業を実施することが困難な状況下において、持続可能なサービス提供体制を構築するため、それぞれの法人のリソースを活用することが求められている。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
 - ・ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」は、地域課題の発見から対応までを法人ごとで実施するのではなく、他機関と協働して実施することもある必要ではないか。
 - ・ 過疎地域などにおいて、一定の要件を満たす場合には、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を実施することができるよう検討するなど、社会福祉連携推進法人制度の活用を推進する方策を考えるべきではないか。等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、以下のことを可能にするための法令上・運用上の措置を行うことを検討すべきである。
 - ・ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を広げていくために、その目的や取組に関して、ポイントの周知や更なる明確化を行う必要がある。
 - ・ 社会福祉連携推進法人制度の活用を一層促進するため、社会福祉連携推進法人の事業要件の緩和や事務負担の軽減を行う必要がある。
 - ・ 人口減少局面の地域において、単独の法人としてのサービス提供だけでなく、社会福祉法人の人材・資産等のリソースをいかした連携・協働を推進する必要がある。

2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ（令和7年7月25日）（抄）

2. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制の方向性

（2）中山間・人口減少地域におけるサービスを維持・確保するための柔軟な対応

- 地域のサービスを維持・確保するためには、地域のサービス主体が今後も事業を継続できるための支援体制に加え、新たなサービス主体が地域に参入しやすい仕組みづくりが必要である。
- 「社会福祉連携推進法人」制度は、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、良質かつ適切な福祉サービスを地域に供給するとともに、経営基盤の強化に資することを目的としている。この法人制度の導入を後押しし、法人連携による経営の効率化や人材の確保・育成等を推進するため、事務の簡素化のみならず、制度的な要件の弾力化を図ることも検討すべきである。また、制度的な連携に限らず、事業者間において、施設等の共同利用や共通事務の協働化など、限られたリソースの中で有効活用していく必要がある。

3. 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援の方向性

（7）人材確保と職場環境改善・生産性向上（DX）に係る福祉サービスの共通課題等に対する方向性

（法人等の経営支援、社会福祉連携推進法人のあり方）

- 加えて、協働化の一つの手法である社会福祉連携推進法人について、その制度趣旨を踏まえるとともに、一定のガバナンスの確保に留意しつつ、地域福祉の充実、人材の確保・育成といった連携によるメリットを強化し、より使いやすい仕組みとしていく必要がある。現行制度下においては、人材育成・定着・確保業務や、経営支援業務など、経営基盤の強化に資するための法人間の連携のための取組が進み、業務の協働化・効率化が推進されているが、一方で、特に中山間・人口減少地域においては、人材不足や利用者減少等により法人単独での経営が厳しい状況にあり、社会福祉連携推進法人制度の面でも対応が必要であるとの意見があった。
- この点について、可能な範囲で事務負担の軽減や手続の簡素化を図るとともに、関係者の協議を踏まえて認定所轄庁において地域の福祉ニーズに基づき必要性を判断した上で、社会福祉連携推進法人が社会福特に中山間・人口減少地域において、地域住民に必要な不可欠な社会福祉事業を維持し、利用者を保護する観点から、社会福祉事業を行うことを可能とし、あわせて、社会福祉連携推進業務以外の業務の規模要件を緩和するといった、地域のサービス提供体制の確保のために必要な要件緩和等を行う必要がある。

その際には、社員法人が保有する土地・建物の有効活用の方法についても考える必要がある。これらの検討を行うに当たっては、社会福祉連携推進法人の主たる業務は社会福祉連携推進業務であることに留意して、その制度趣旨を勘案した適切な要件のあり方を考える必要がある。

2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ（令和7年7月25日）（抄）

2. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制の方向性

（6）人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制に係る福祉サービスの共通課題等に対する方向性

（地域の実情に応じた既存施設の有効活用等）

- 現行制度では、社会福祉法人、医療法人等が施設等の財産を有している場合で、取得の際に国庫補助がなされている場合においては、転用・貸付の後に社会福祉事業を行う場合であっても、財産取得から10年未満の転用の場合（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の場合を除く。）等には、原則補助金の国庫返納が必要となっている。このような制限の趣旨も踏まえるとともに、柔軟な対応の検討を行っていく必要がある。

（※）「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」において、

- ・ 経過年数が10年以上である施設等で、転用、無償譲渡又は無償貸付の後に別に定める事業（社会福祉事業等）を実施する場合等
 - ・ 経過年数が10年未満である施設等で、転用、無償譲渡又は無償貸付の後に別に定める事業を実施する場合等のうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、厚生労働大臣等が適当であると個別に認めるもの等
- について、国庫納付に関する条件を付さずに承認することとしている。

- 特に中山間・人口減少地域において不可欠な福祉サービスを維持するために、既存の施設等も有効活用する観点から、地域の実情に応じた施設等の柔軟な活用を可能とするために、不動産の所有に係る要件や転用・貸付・廃止に係る補助金の国庫返納に関する規制について、一定の条件を付した上で緩和する仕組みの検討が必要である。

- サービス需要が減少する中、施設等の整備について今後その機能を柔軟に変更していく必要がある。介護保険施設の一部で障害福祉サービス、保育等を行う場合に、元々の補助金の目的範囲外での返還を求められることのないよう、経過年数10年未満の施設等の全部転用の緩和等を行うなど、柔軟な制度的な枠組みの検討が必要である。

- また、中山間・人口減少地域においてサービス需要が減少する中、施設等の整備について今後その機能を柔軟に変更していく必要もあり、地域におけるサービス維持・確保の観点も含めて地域の関係者の理解も得つつ、財産取得から10年未満の場合に関して、

- ・ 一定の条件下における全部転用（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の場合を除く。）、
- ・ 一定の条件下における廃止（計画的な統廃合に伴う一定の機能を維持した上での廃止に限る。）等

について、補助金の国庫返納を不要とすることなど、より柔軟な仕組みを検討することが考えられる。

その際、高齢者施設から障害者施設・児童福祉施設等への転用や、複数施設の統合といった異なる分野も含めた横断的な検討が必要である。

- なお、特別養護老人ホームなど、地域密着の施設から広域型施設への転用について、補助金の国庫返納が不要という点、ルールを明確化の上、その運用を図るべきである。

- 社会福祉法人がやむを得ず解散する場合に、その施設等を自治体に帰属させることで、地域において必要な福祉サービスに活用するなど、自治体や地域の関係者でより有効活用を図っていくことが可能となるため、必要な検討を行っていく必要がある。

3 既存施設の土地・建物の有効活用について

現状・課題

- 現在、社会福祉法人が社会福祉事業を行うにあたっては、都市部における土地については貸与を受けている場合でも可能ななどの例外があり、さらに、それぞれの施設類型に応じた一部例外はあるものの、原則として土地・建物の所有権を有する必要がある。
- 一方、特に中山間・人口減少地域において不可欠な福祉サービスを維持するために、地域の実情に応じた施設等の柔軟な活用を可能とするため、転用・貸付・廃止に係る補助金の国庫返納に関する規制について、一定の条件を付した上で緩和する仕組みが検討されている。
- また、社会福祉法人が解散し、清算後に土地・建物が残余財産として残る場合に、社会福祉法人の公共性に基づき、その帰属先が「社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者」に限定されている。現行、社会福祉事業を現に行っている地方公共団体であれば、この帰属先となり得るが、社会福祉事業を現に行っていないければ、帰属先となることができない。結果、「社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者」が現れない場合には、当該土地・建物は国庫に帰属される。
- この点について、「地域共生社会の在り方検討会議」や、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」において、社会福祉法人の人材・資産等のリソースをいかした連携・協働の推進や、社会福祉連携推進法人制度において社員法人が保有する土地・建物の有効活用の方法、解散した社会福祉法人の施設等の帰属先などについて、必要な検討を行っていくべきとの意見が出されている。

3 既存施設の土地・建物の有効活用について

論点

【社会福祉連携推進法人制度における土地・建物の有効活用について】

- 中山間・人口減少地域において不可欠な社会福祉事業等を維持するために、既存の施設等も有効活用する観点から、上記の資産の所有要件に関する規制を緩和し、土地・建物について貸与を受けた新たなサービス主体が、当該地域の社会福祉事業等への参入を可能とすることが考えられる。

こうした取組を推進していく上で、現行制度で社会福祉連携推進法人が資金の貸付業務を実施可能としていることも踏まえながら、「一定の要件」を満たす場合には、**社会福祉連携推進法人が法人間の土地・建物の貸付に関する支援業務をすること**についてどのように考えるか。

- 上記の「一定の要件」については、「**当該地域において、必要不可欠な福祉サービスの提供であって、サービス提供を維持する必要があること**」とすることについてどのように考えるか。

また、社会福祉連携推進法人が法人間の土地・建物の貸付に関する支援業務を行うことについては、資金貸付業務と同様に、貸付対象社員や当該社員の予算・決算、貸付対象不動産などの貸付業務の内容を**定款等に規定すること**とした上で、**認定所轄庁が定款等の認可の際に確認すること**についてどのように考えるか。

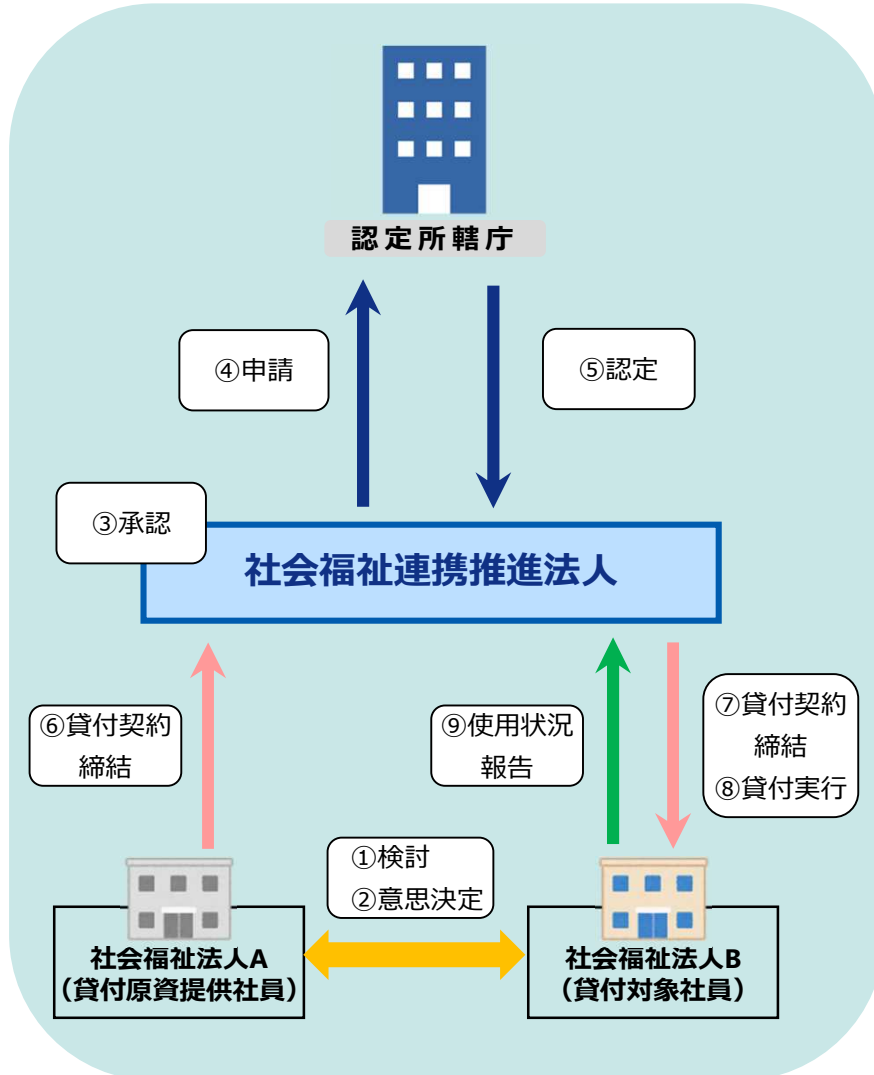
加えて、この場合における土地・建物の貸付については、地域において不可欠な社会福祉事業等を維持するという趣旨・目的を踏まえて、**当該土地・建物を見積価格以下で貸し付けることについて、社会福祉法人財産に関する法人外流出の例外として認めること**についてどのように考えるか。

【社会福祉法人の解散時における土地・建物の有効活用について】

- **社会福祉法人がやむを得ず解散する場合に、地域において必要な福祉サービスに活用するなど、自治体や地域の関係者でより有効活用を図っていくことが可能となるよう、社会福祉事業を現に行っていない地方公共団体であっても、帰属後に地方公共団体自らが事業を実施するか、又は、地方公共団体から他の社会福祉法人に土地・建物を貸し出すことにより、地域に不可欠な社会福祉事業の維持のために有効活用する場合には、残余財産の帰属を受けることができること**とすることについてどのように考えるか。

資産（土地・建物）の貸付業務のイメージ（案）

- 社会福祉連携推進法人の業務として、社員社会福祉法人の土地・建物の貸付を受けた連携推進法人が、別の社員社会福祉法人へ土地・建物を貸し付ける業務を追加することで、地域における事業継続に必要な土地・建物の調達を支援する。

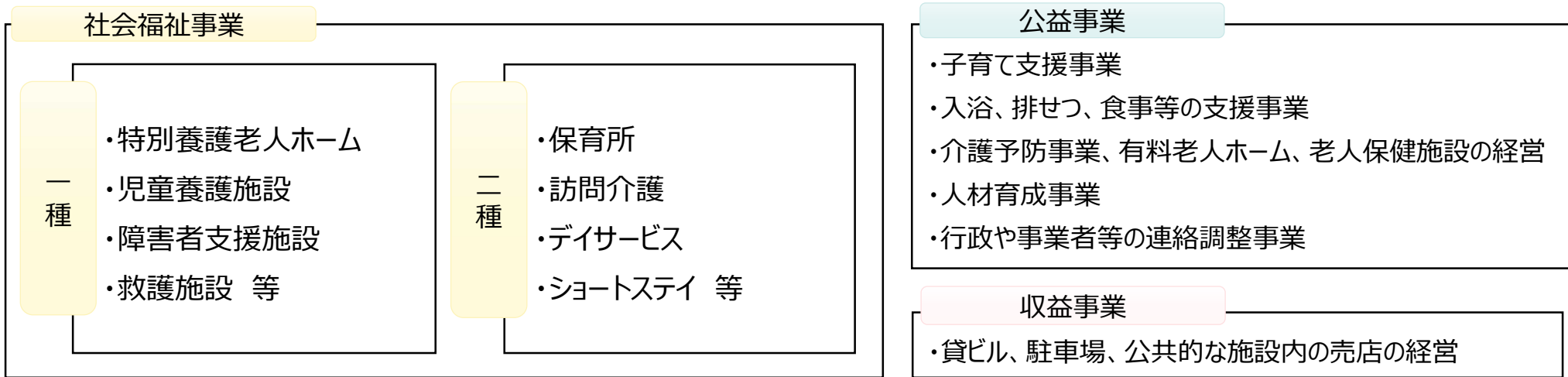


- ① 貸付けの当事者間で、貸付の内容・事業計画等について検討。
- ② 各法人の内部機関（理事会・評議員会等）において、貸付の内容等について意思決定。
- ③ 社会福祉連携推進法人の理事会、社員総会において、貸付内容等について承認。
- ④ 資産の貸付業務を行う社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針に貸付業務の内容を定め、認定所轄庁へ申請（変更・終了する場合も同様。）。
- ⑤ 認定所轄庁は、貸付の資産を使用した社会福祉事業等が、当該地域において不可欠な福祉サービスの提供であって、サービス提供を維持する必要がある場合に限り、当該貸付業務を認定。
また、貸付は無償または低額な賃料であること。さらに、認定に当たっては、必要に応じて、当該社員法人の所轄庁等に対して情報提供・意見照会。
- ⑥ 社会福祉連携推進法人と貸付原資提供社員との間の貸付契約の締結
- ⑦ 社会福祉連携推進法人と貸付対象社員との間の貸付契約の締結
- ⑧ 社会福祉連携推進法人から貸付対象社員へ貸付けの実行
- ⑨ 貸付対象社員は、貸付けられた資産の使用状況について、社会福祉連携推進法人に報告。

参考資料

社会福祉法人制度とは

社会福祉事業を主たる目的として実施。他に、公益事業、収益事業を実施できる



※1 社会福祉法人が行う事業(法人税法上規定された収益事業を除く)による所得については、法人税は非課税

※2 社会福祉事業として行われる資産の譲渡等については、消費税は非課税

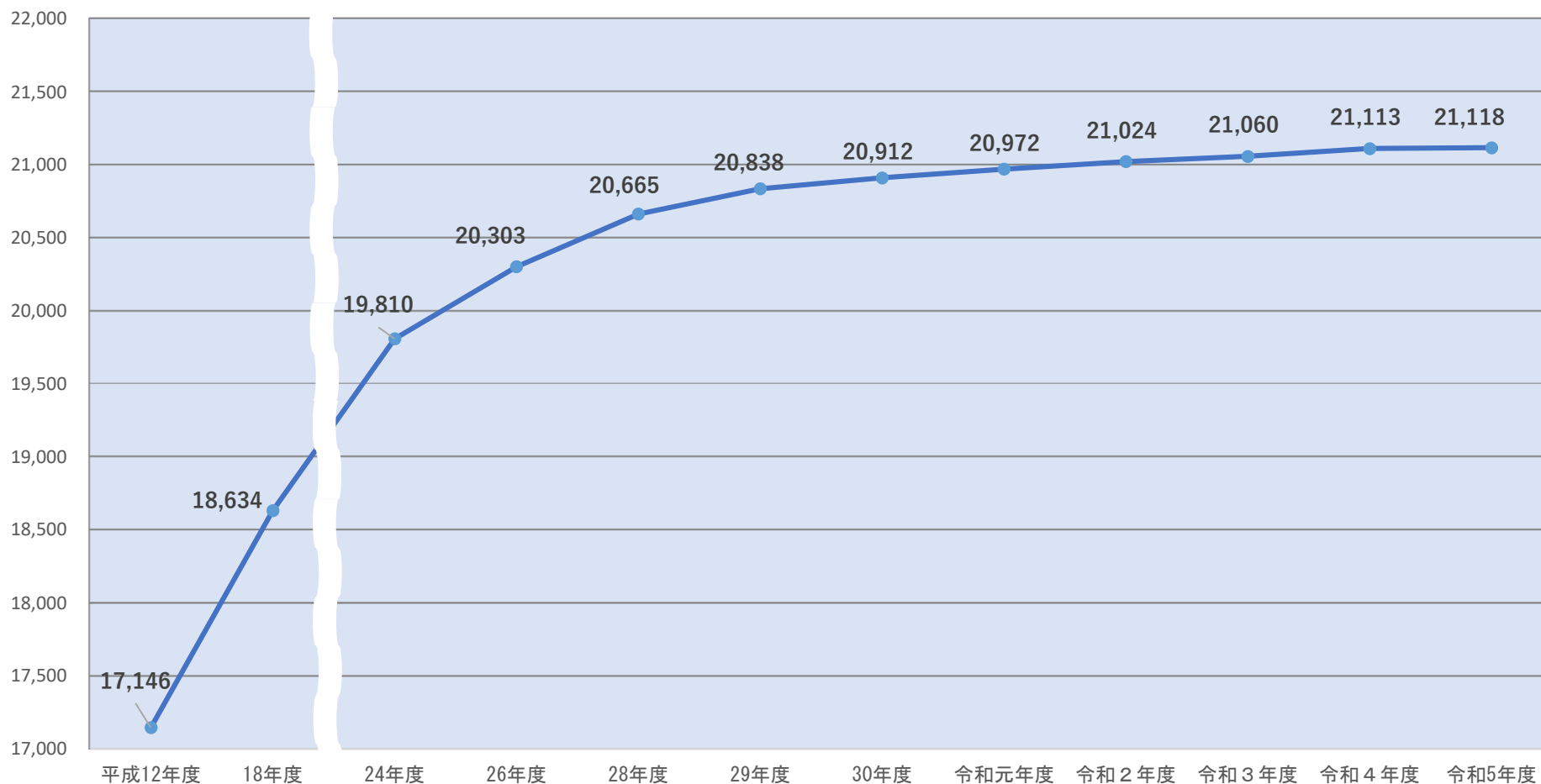
非営利法人として、①法人財産に持分なし ②剰余金の配当なし ③残余財産の分配なし

特徴

- 社会福祉事業を実施するために供された財産は、法人の所有となり、出資者の持分はない。
- 収益は、社会福祉事業又は公益事業のみに充当し、利益（剰余金）の配当はない。
- 残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者（最終的には国庫）に帰属。
- 所轄庁による措置命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令に服する。

社会福祉法人数の推移

- ✓ 社会福祉法人の数は、鈍化はしているものの、引き続き、増加している。（令和4年度→令和5年度：5件増）



※出典：厚生労働省福祉行政報告例（国所管は福祉基盤課調べ）

我が国の社会の人口動態を見ると、2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、その増加が緩やかになる。また、大都市とその郊外では高齢者が増加する傾向にある一方で、地方では高齢者が増加せず、減少に転じる地域もみられる。さらに、担い手となる生産年齢人口の減少が2025年以降加速する。こうした人口動態の変化に加え、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の脆弱化といった社会構造の変化が起きており、子育てや介護、生活困窮など、福祉ニーズがますます複雑化・多様化してきている。

このため、社会福祉法人が、法人の自主的な判断のもと、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を可能とし、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応する観点から、住民に身近な圏域で様々な地域づくりの活動に参画する非営利セクターの中核として、福祉分野での専門性を生かし、地域住民の抱える様々な地域生活課題への対応を進められるようにするため、円滑に連携・協働化しやすい環境整備を図っていくべき。

○ 社会福祉法人の連携・協働化の方法

① 社会福祉協議会による連携や社会福祉法人の法人間連携

- ・ 社会福祉協議会の役割に鑑み、社会福祉法人の連携の中核として、都道府県域での複数法人間連携による地域貢献の取組を更に推進するなど、社会福祉協議会の積極的な活用を図っていくことが重要である。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉協議会の連携の取組とも連携しながら、法人間連携を引き続き推進すべきである。

② 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設

- ・ 法人間連携の枠組みとして、社会福祉協議会を通じた連携や合併・事業譲渡があり、これらの方策についても活用できる環境の整備が重要であるが、社会福祉法人の非営利性・公益性等を踏まえつつ、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度により、既存の方策の中間的な選択肢の創設を図るべきである。

③ 希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備

- ・ 所轄庁が合併等の手続への知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦労したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、希望する法人向けのガイドラインの策定を進めるべきである。
- ・ 組織再編に当たっての会計処理について、社会福祉法人は法人財産に持分がないことなどに留意しつつ、会計専門家による検討会で整理を進めるべきである。

○ 連携・協働化に向けた今後の課題

- ・ 今後、福祉サービスの質の向上のためには、本報告書で提言した手法が実際に機能するよう、厚生労働省が関係団体と協力して取り組む必要がある。
- ・ 現行の社会福祉法人の資金等の取扱いについて、法人本部の運営に要する経費に充当できる範囲を拡大するべきとの意見や、法人内の1年以上の貸付を認めるべきとの意見があり、この点については厚生労働省において、必要性、実施可能性も含めた検討を行うべきである。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

衆議院可決	: 令和2年5月26日
参議院可決・成立	: 令和2年6月5日
公布	: 令和2年6月12日

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会: 子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

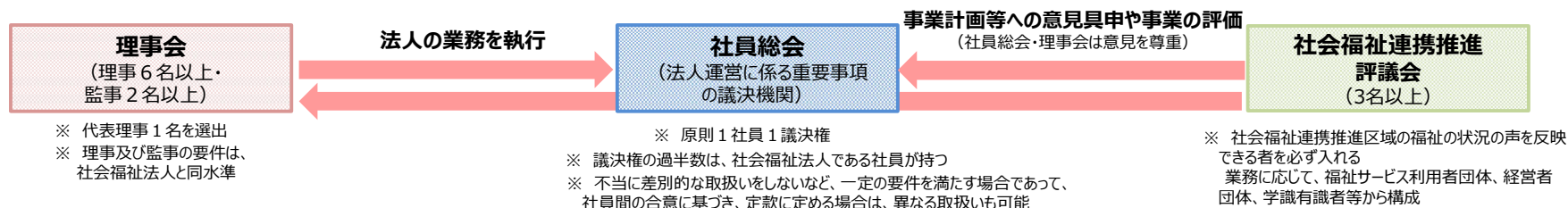
施行期日

令和3年4月1日 (ただし、3②は令和3年10月1日、3③及び4③は令和2年6月12日、5は令和4年4月1日)

社会福祉連携推進法人制度の概要

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設し、令和4年4月に施行。
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



【法人運営のポイント】

- **社会福祉連携推進区域**(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし。)を定め、**社会福祉連携推進方針**(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- **社会福祉連携推進業務の実施**(以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施)
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可(社会福祉事業や同様の事業は実施不可)
- 社員からの会費、業務委託費等による業務運営(業務を遂行するための寄附の受付も可)
- 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、職員の兼務や設備の兼用可(業務を遂行するための財産の保有も可)

①地域福祉支援業務

- ・ 地域貢献事業の企画・立案
- ・ 地域ニーズ調査の実施
- ・ 事業実施に向けたノウハウ提供 等

②災害時支援業務

- ・ 応急物資の備蓄・提供
- ・ 被災施設利用者の移送
- ・ 避難訓練
- ・ BCP策定支援 等

③経営支援業務

- ・ 経営コンサルティング
- ・ 財務状況の分析・助言
- ・ 事務処理代行 等

④貸付業務

- ・ 社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け

⑤人材確保等業務

- ・ 採用・募集の共同実施
- ・ 人事交流の調整
- ・ 研修の共同実施
- ・ 現場実習等の調整 等

⑥物資等供給業務

- ・ 紙おむつやマスク等の物資の一括調達
- ・ 給食の供給 等

会費等の支払・社員総会での議決権行使

業務を通じて個々の社員の経営を支援

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人

社会福祉事業を
経営する法人

社会福祉を目的
とする公益事業を
経営する法人

社会福祉事業等に従事
する者の養成機関を
経営する法人

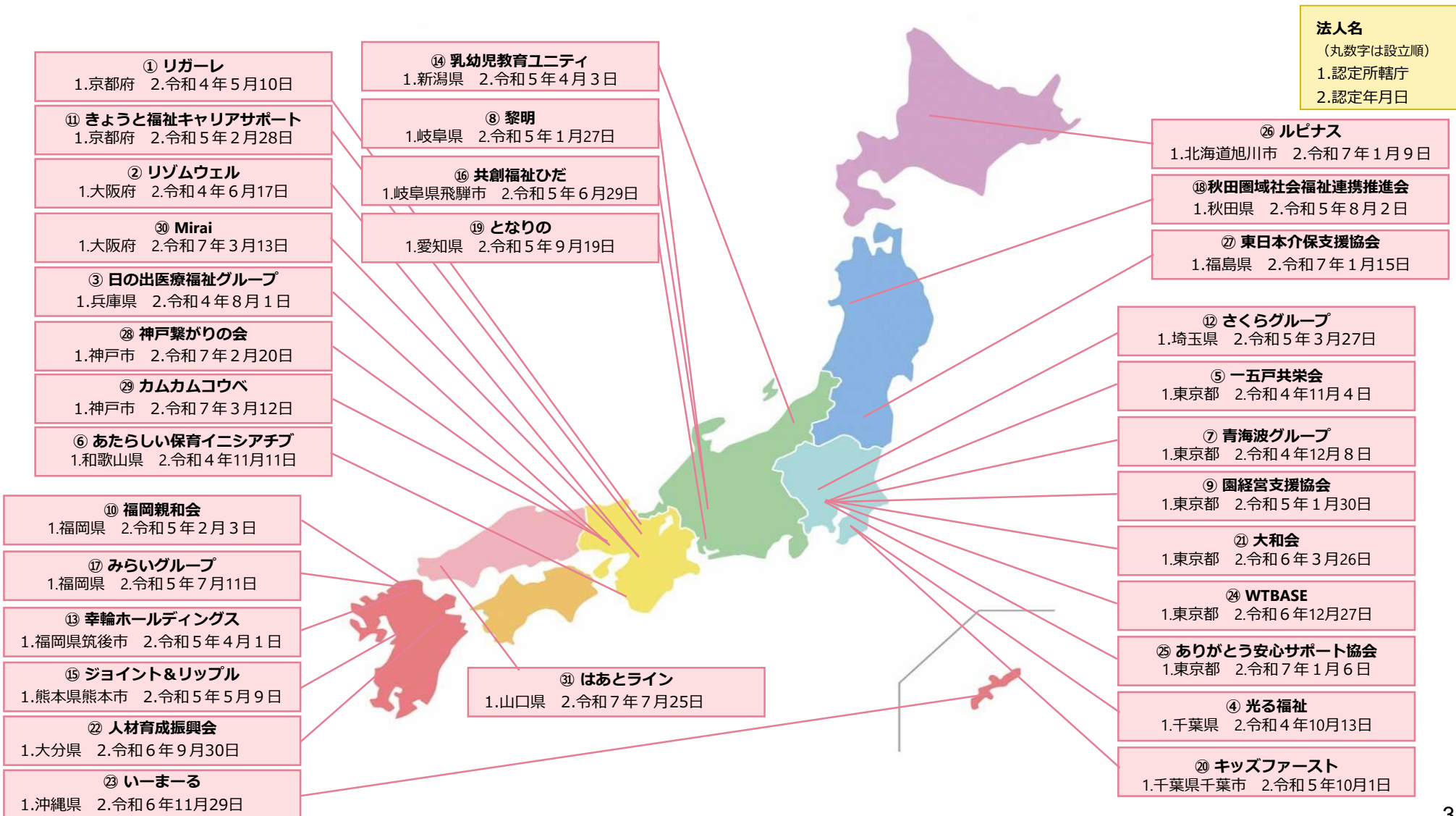
※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか)
認定・指導監督

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和7年7月末現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**31法人**※。

※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）」（令和4年3月14日社援基発0314第1号）により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載



協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ

第7回デジタル行財政改革会議（令和6年6月18日）

- 介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、1法人1拠点といった小規模経営について、**協働化・大規模化等による経営改善の取組**が必要。
- こうした経営改善の取組を推進するため、**経営課題への気づき、協働化・大規模化等に向けた検討、協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策**を講じる。
- すべての介護関係者に**協働化・大規模化等の必要性とその方策を認識してもらえよう、厚生労働省としてあらゆる機会を捉えて、積極的に発信する。**
（厚生労働省HP上に特設ページを開設、関係団体への説明・周知依頼、関係団体機関誌等への寄稿、その他各種説明会の実施等）

①「経営課題への気づき」の段階における支援（選択肢の提示）

- 経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知
- 社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知
- 都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知
- 各都道府県に順次（R5～）設置されるワンストップ窓口における相談対応（生産性向上の観点から経営改善に向けた取組を支援）
- よろず支援拠点（中小企業・小規模事業者のための経営相談所）における相談対応や（独）福祉医療機構の経営支援の周知徹底

②「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援（手続き・留意点の明確化）

- 第三者からの支援・仲介に必要な経費を支出できることの明確化（※1）（合併手続きガイドライン等の改定・周知）
- 社会福祉法人の合併手続きの明確化（合併手続きガイドライン等の周知）
- 社会福祉連携推進法人の申請手続きの明確化（マニュアルの作成・周知）
- 役員の退職慰労金に関するルールの明確化（※2）（事務連絡の発出）

※1 社会福祉法人において合理性を判断の上支出
※2 社会福祉法人について支給基準の客観性をより高めるために算定過程を見直し、支給基準を変更することは可能

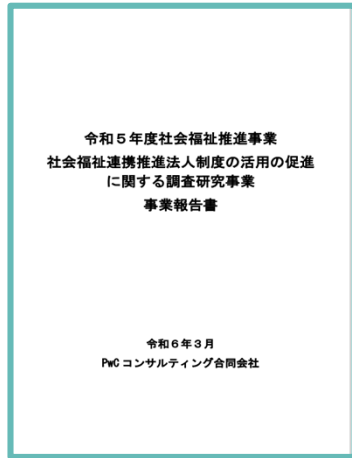
③「協働化・大規模化等の実施」段階における支援（財政支援）

- 小規模法人等のネットワーク化に向けた取組への支援
- 事業者が協働して行う職場環境改善への支援（人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約等への支援）
- 社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援
- 社会福祉法人の合併の際に必要な経営資金の優遇融資（（独）福祉医療機構による融資）

社会福祉連携推進法人・法人間連携プラットフォームの先行事例集、認定申請マニュアル

- ✓ 社会福祉連携推進法人や法人間連携プラットフォームを検討している法人等に向けて、令和5年度に、取組の参考となる事例集と社会福祉連携推進法人認定申請マニュアルを作成。
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼。

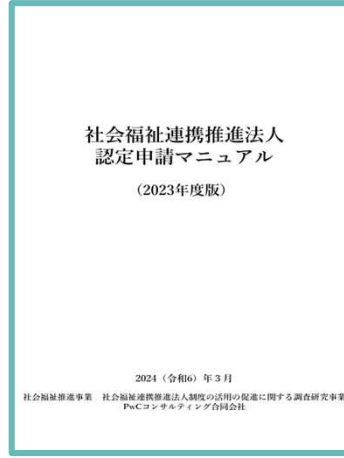
＜事業報告書＞



＜事例集＞



＜認定申請マニュアル＞



事業報告書、事例集、認定申請マニュアル掲載先URL

＜掲載先URL＞

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2024.html>

[ホーム](#) > [インサイト](#) > [事例紹介](#) > [令和5年度社会福祉推進事業の実施について](#)

※上記は、本調査研究を実施した PwC コンサルティング合同会社の HP へのリンクです。リンク先には、PwC コンサルティング合同会社が実施した令和5年度社会福祉推進事業が掲載されており、本調査研究の事例集・マニュアルについては、上から3つめの事業に掲載されています。

▼ 事例集掲載事例の例 ▼

リガーレ

- 市内での3法人によるグループ活動が連携の端緒である。その後、活動の中で理事長や職員が議論を重ねることで、理念を共有し、信頼関係を構築することで、連携推進法人設立の機運が加速した。
- 人材確保等業務において統一研修（経験別・階層別研修等）とスーパーバイザーの巡回による社員法人の人材の育成などを実施している。

日の出医療福祉グループ

- 理念を同じくする法人が集まり、より強固に連携して事業展開することが重要であると、連携推進法人制度以前より、一般社団法人を設立し活動を続けてきた。
- 経営支援業務において業務のICT化を推進するとともに物資等供給業務においてIT機器の一括購入する、人材確保等業務において特定技能者（介護）の養成・受入を支援している。

あたらしい保育イニシアチブ

- 保育業界をよくしたいというヴィジョンに賛同する団体が幅広く集結し設立した。
- 管理コストをできるだけ削減し、保育そのものに労力をかけられるようにするため、ICT等の導入は必須事項であると考えている。物資等供給業務において、規模が小さい事業者が電子決済システムの活用できるようにするため複数の法人横断での活用を検討している。

社会福祉連携推進法人及び小規模法人の ネットワーク化による協働推進事業の取組の実例

社会福祉連携推進法人リガーレ（認定所轄庁：京都府）

- ・ 研修
連携法人が共同で確保した専任職員（スーパーバイザー）を中心に、5法人の施設長クラスの職員が研修企画を行い、年間を通じた研修を実施。小さい法人単独では実施が難しい経験別・階層別研修を年間60回余り実施。
- ・ 人材確保共同事業
人材確保のために、各法人に総務部門責任者等で構成される人材確保専任職員と、採用2～3年目の若手職員によるリクルーターを選出し、学生とともに社員法人の施設を巡るバスツアーの企画や就職フェアへの出展、広報ツールの作成、大学・専門学校への訪問、ホームページ作成、リクルーター育成などの取組を実施。さらに、外国人技能実習生の受入も共同で実施。
- ・ スーパーバイザーによる巡回
社員法人が抱える課題について、スーパーバイザーが介入、助言、伴走を実施。具体的には、研修体系の整理やOJTの仕組みづくり、会議体系の整理などを実施。

社会福祉連携推進法人日の出医療福祉グループ（認定所轄庁：兵庫県）

- ・ 業務におけるICT化の推進
業務に使用するIT機器やサービスの調達・導入やインフラ整備、システム導入・開発に至るまで幅広く担当し、業務におけるICT化を迅速かつ安全に提供。
- ・ 一括購入
パソコン、無線機器、業務用スマートフォン、セキュリティソフト等の一括購入を実施。

社会福祉連携推進法人となりの（認定所轄庁：愛知県）

- ・ 法人後見
権利擁護の必要な障がい者や高齢者への支援が不足しているという課題に対し、行政、社会福祉協議会、弁護士、地元企業や地元銀行などの協力の下、家庭裁判所等との綿密な打ち合わせを経て、法人後見を受任。

福祉の魅力発信 阿蘇ネットワーク（事務局本部：熊本県阿蘇市の法人）

- ・ 人材確保・定着活動
HPでの魅力発信や学生のインターンシップ受け入れ、参加法人の職種別の交流会を実施。
- ・ ICT導入支援
参画法人の中でICTに関するノウハウ共有やオンライン会議の環境を整備。

気仙沼市本吉地区小規模法人連携事業協議会（事務局本部：宮城県気仙沼市内の法人）

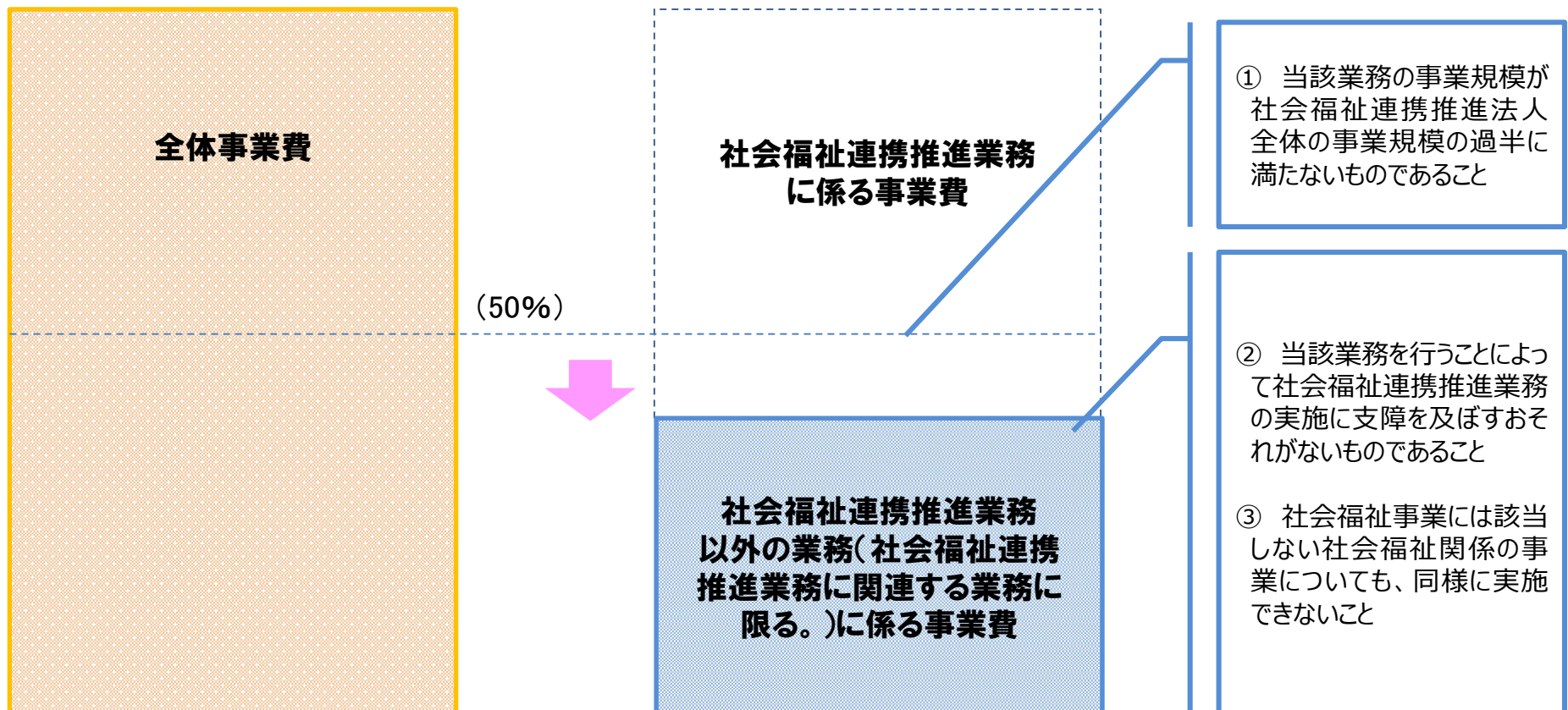
- ・ 人材確保・育成事業
職員スキルアップ研修を実施し、今後は中堅職員の育成や交流の機会を創出に務める。
- ・ 地域への福祉啓発活動及び地域貢献活動
参画法人の福祉事業所の場所をマップにまとめて地域住民へ配布。こどもの帰宅時間に合わせたゴミ拾い活動を実施。

社会福祉連携推進業務以外の業務

○ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行に支障がない範囲において、以下の要件を満たす社会福祉連携推進業務に関連する業務を行うことは可能とする。

- ① 当該業務の事業規模が社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること
- ② 当該業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- ③ 法第132条第4項に基づき、社会福祉事業を実施できないこととされており、社会福祉事業には該当しない社会福祉関係の事業についても、例外的に地域福祉支援業務として行われる場合を除き、実施できないこと

※ 対象者を社員の従業員に限定しているサービスは、社会福祉事業ではなく、社員による従業員への福利厚生の一環と整理できるため、人材確保等業務として実施可能である。



社会福祉法人における土地建物の所有等について

共通事項

- 社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を安定的・継続的に経営していくことが求められており、確固とした経営基盤を有していることが必要なことから、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければならない（社会福祉法第25条）。 ※社会福祉法第25条：社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。
- 具体的には、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有している必要があるが、都市部など土地の取得が極めて困難な地域においては、土地（不動産の一部）に限り貸与を受けることが可能。
- また、既設法人が通所施設を設置する場合は、土地・建物ともに貸与を受けることが可能。
- その上で、施設によっては以下のような特例を設定している。

特別養護老人ホーム

- 土地について、都市部等地域に加え、都市部等地域以外の地域であっても、一定の要件の下、貸与を受けることが可能。
- 建物について、都市部等地域において、一定の要件の下、貸与を受けることが可能。

福祉ホーム

- 土地について、障害福祉サービス等を経営している既設法人に限り、都市部等地域以外の地域であっても、一定の要件の下、貸与を受けることが可能。

保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育

- 土地について、既設法人でない法人が通所施設を設置する場合は、都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域であっても、一定の要件の下、貸与を受けることが可能。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（申請）

第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

一～十二（略）

十三 解散に関する事項

十四、十五（略）

2～5（略）

6 第一項第十三号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

第五目 残余財産の帰属

第四十七条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時に於いて、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（社会福祉連携推進法人の認定）

第二百二十五条 次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第二百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

一 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援

二 災害が発生した場合における社員（社会福祉事業を営む者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。）が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援

三 社員が営む社会福祉事業の営む方法に関する知識の共有を図るための支援

四 資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの

五 社員が営む社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修

六 社員が営む社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

（認定の基準）

第二百二十七条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。

一 その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること。

二～六（略）

（社会福祉連携推進法人の業務運営）

第三百二十二条 社会福祉連携推進法人は、社員の社会福祉に係る業務の連携の推進及びその運営の透明性の確保を図り、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

2（略）

3 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務以外の業務を行う場合には、社会福祉連携推進業務以外の業務を行うことによつて社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼさないようにしなければならない。

4 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない。

（代表理事の選定及び解職）

第四百十二条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

論点⑤ 介護事業者の連携強化

現状・課題

- サービス需要の減少する中山間・人口減少地域においても、地域住民のニーズに応じ必要な介護サービスの提供が継続される体制を確保していくことが課題。
- そうしたなか、介護事業所の協働化により、教育体制の整備による人材育成、共同購入・経費削減、地域貢献などの成果が他事例でも見られるところ、2040年を見据え、各地域においてこうした介護事業者の連携強化を推進するための仕組みの構築が課題。

介護サービス事業所の経営の協働化の事例

- ※1 令和3年度老人保健健康増進等事業「介護経営の大規模化・協働化に関する調査研究事業事例集」をもとに作成
- ※2 各好事例は、小規模法人のネットワーク事業の補助金を活用して運営。

妻有地域包括ケア研究会 (12法人・88拠点・164事業所)

新潟県の提案に基づき、設立準備委員会を立ち上げて研究会を開設。

- ・ **人財育成の協働化**により、ケアの質向上、職員のやりがい・働きがいにつながり、離職率が2桁から1桁に落ち着いた。
- ・ **備品の共同購入**によりボリュームディスカウントを受けることができた。

一般社団法人福智町 社会福祉連携協議会 (24法人・52事業所)

社会福祉協議会が推進役を担い、協議会を設立。令和3年4月に法人化。

- ・ **合同での人財募集**のチラシ作成や、専用ページの開設、外国人介護人材の受入体制等の整備を行った。**合同研修**により講師費用等を抑えることができた。
- ・ マスクや抗原検査キットなどの**共同購入**を実施。また、電力会社と交渉し**大規模特約割引契約**に至った。

やまがの介護 協働推進ネットワーク (10法人・10事業所)

生活支援コーディネーターのいる法人が中心となり連携。

- ・ 地域住民と施設職員との**共同研修を実施**。
- ・ 山鹿市の全世帯に求人チラシを年2回配布。在宅を支援する職員が不足しているため、「働くことのできる高齢者」等へ働きかけ、**職員確保**。

論点⑤ 介護事業者の連携強化

論点に対する考え方

- 中山間・人口減少地域において、**地域における介護サービス提供体制を確保するとともに、地域のサービス需要に柔軟に対応する観点から**、都道府県や市町村と連携しながら、**法人や介護事業所が、中心的な役割を果たすよう**仕組みが有効ではないか。
例えば、法人や介護事業所が、
 - ・ **一定期間にわたり事業継続する役割**を担うことや、
 - ・ **複数介護事業所間の連携を促進するとともに、他法人・事業所の間接業務の引受けを行う**等を通じた生産性向上等の取組を推進するといった仕組みが考えられるのではないか。
- こうした、法人や事業所による地域における連携等を促すためには、どのような行政の関与やインセンティブが必要か。
- こうした仕組みも活用しながら、地域におけるサービスの一定期間の継続等にかかる方針について、関係者が協議することが重要なのではないか。都道府県、市町村、法人、事業所の果たすべき役割はどのようなものか。

論点⑤ 介護事業者の連携強化

- 小規模な事業所間の連携については、人材募集や研修の共同実施といった取組が進められているが、特に連携先の法人を見つけること、増やすことが課題となっており、その担い手となり連携を推進する法人が求められるのではないかと。

小規模な事業所間の連携事例

地域の中核法人主導の協働化

社会福祉法人東北福祉会
連携先:社会福祉法人 2法人
(3法人・5事業所)

取組内容

- ・ 法定研修の共同開催
- ・ イベント開催による介護職の魅力発信

協働化の効果

- ・ 研修のマンネリ化や講師の固定化の解消
- ・ 他事業所の取組を知ること、自事業所の業務振り返りのきっかけに

取組を進める上でのポイント

- ✓法人間のつながり
協働化前から、相談等ができるような法人間のつながりがあった

課題

つながりのない他法人と連携していくこと

自治体主導の協働化

社会福祉法人ふるさと
連携先:社会福祉法人 3法人、有限会社 1法人
(5法人・23事業所)

取組内容

- ・ 人材募集や研修の共同実施
- ・ 課題別セミナーの共同実施

協働化の効果

- ・ 事業所の課題に関する問題認識を共有できた
- ・ 研修・講義の満足度が高く、経営面への効果につながる実感を得られた

取組を進める上でのポイント

- ✓自治体の呼びかけ
自治体の呼びかけにより、地域のつながりが生まれた

課題

- ・ 賛同者を増やしていくこと
- ・ 継続した支援（財政的、専門的助言等）のための自治体との連携

論点⑤ 介護事業者の連携強化

論点に対する考え方（検討の方向性）

- サービス需要の減少する中山間・人口減少地域においては、地域住民のニーズに応じ必要な介護サービスの提供が継続される体制を確保していくため、**地域における連携の推進が重要**であり、特に小規模事業者が多い離島・中山間地域において必要な取組と考えられる。また、将来的に社会福祉連携推進法人に展開することも期待される。
- 当該地域における各サービスの一定期間の継続等にかかる方針について、地域内の事業者連携や残された地域資源、地域住民との協力体制も踏まえ、都道府県、市町村、法人、事業所が協議することが重要と考えられる。

→ 中山間・人口減少地域において、都道府県及び市町村と連携しながら、**地域のニーズに応じた事業継続を担うとともに、介護事業者間の連携において中心的な役割を果たす法人・介護事業所**に対し、**インセンティブを付与**することが考えられるのではないかな。

→ インセンティブの内容としては、例えば、法人間での人材の連携等を前提とした配置基準の弾力化、ICT等テクノロジー導入補助金の補助率引き上げや介護報酬の加算における更なる評価などが考えられるのではないかな（※）。

（※）詳細については、今後、上記を前提に、介護給付費分科会等で議論。

【イメージ】



論点⑥ 地域の実情に応じた既存施設の有効活用

現状・課題

- 社会福祉法人、医療法人等が所有する施設等の財産について、取得・改修の際に国庫補助がなされている場合においては、転用・貸付の後に社会福祉事業等を行う場合であっても、財産取得から10年未満の転用の場合（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の承認要件を満たす場合を除く。）等には、原則、処分制限期間に対する残存年数等に応じた補助金の国庫返納が必要となっている（次頁）。このような制限の趣旨を踏まえつつ、柔軟な対応の検討を行っていく必要がある。
- サービス需要が減少する中山間・人口減少地域において、介護保険施設の機能を柔軟に変化にさせながら、地域の関係者との協働のもとでサービスを確保していくため、経過年数10年未満の施設等であっても、
 - ・ 一定の条件下における全部転用（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の場合を除く。）、
 - ・ 一定の条件下における廃止（計画的な統廃合に伴う一定の機能を維持した上での廃止に限る。）等
 について、補助金の交付の目的に反するものとして返還を求められることのないよう、承認要件の見直しを検討することが考えられる。

その際、介護サービスのみならず横断的に福祉サービスを確保する観点から、介護保険施設から障害者施設・児童福祉施設等への転用や、複数施設の統合といった異なる分野も含めた横断的な検討が必要である。

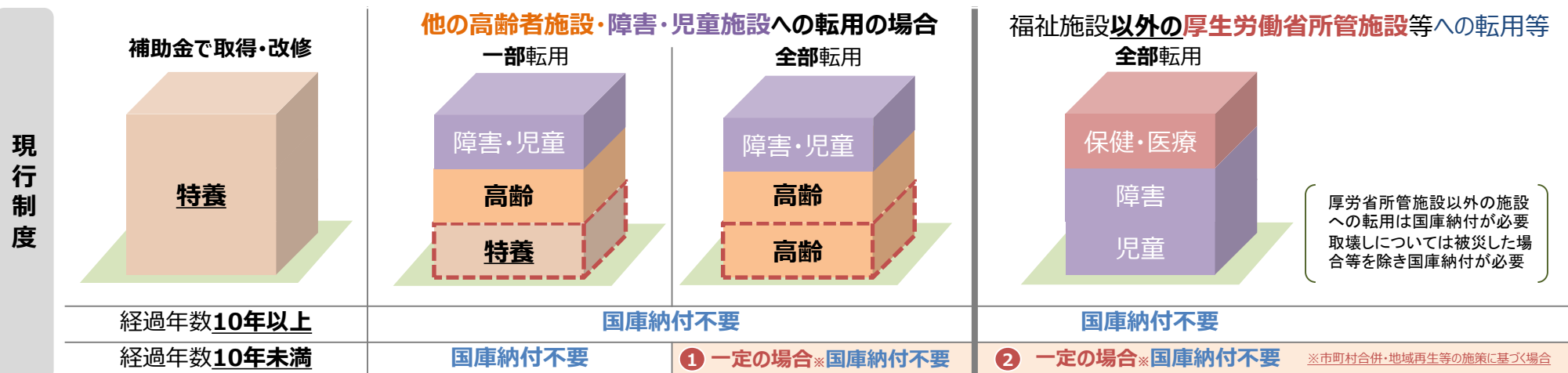
<参考> 現行制度で国庫納付を求めないこととしている転用のケース（承認要件を満たす場合）

	当初の補助施設を残した上での一部転用	当初の補助施設を廃止した上での全部転用
補助金で取得・改修	他の高齢者施設 障害・児童施設 高齢 特養 障害・児童 特養	厚労省所管施設 保健・医療 障害・児童 高齢 保健・医療 児童 障害
経過年数10年以上	国庫納付不要	国庫納付不要
経過年数10年未満	国庫納付不要	市町村合併・地域再生等の施策に基づく場合国庫納付不要

論点⑥ 地域の実情に応じた既存施設の有効活用

論点に対する考え方

- 中山間・人口減少地域の既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を検討してはどうか。



- 中山間・人口減少地域の特例として、介護サービス需要の変動に対応するため市町村等が計画的に行う転用については、市町村合併・地域再生等の施策に基づくものと同様に国庫納付を不要とする特例を設けてはどうか。
- その際、補助金の交付の目的に鑑み、高齢者施設への転用を基本とすることが適当という前提で、
- 例えば、経過年数10年未満の施設で、当初の事業を継続することが介護保険事業計画等の達成に支障を生じるおそれがある場合は、高齢者施設への全部転用（一部を障害・児童施設に転用する場合を含む。）を認めることが考えられるのではないかな。
 - さらに、高齢者人口の急減等、真にやむを得ない場合において、他の施設との統合等のため高齢者事業を廃止する場合は、自治体、地域の事業者・関係者・住民との合意形成を図った上で介護保険事業計画等へ位置づけることを条件に、福祉施設以外の厚生労働省所管施設等への転用等を認めることが考えられるのではないかな。

この場合、厚生労働省所管施設以外の施設への転用や取壊し等については、国庫補助がなされていることを踏まえた検討が必要ではないかな。

論点⑥ 地域の実情に応じた既存施設の有効活用

論点に対する考え方（検討の方向性）

- 中山間・人口減少地域（論点①）に所在する介護施設等について、**以下の場合における転用等の際には国庫納付を不要とする特例**を設けてはどうか。

※「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会で論点に上がった「社会福祉法人がやむを得ず解散する場合に、その施設等を自治体に帰属させること」については社会保障審議会福祉部会で議論されている。

経過年数10年未満の特例（案）①

当初の事業を継続することが**介護保険事業計画等の達成に支障を生じるおそれがあると自治体が判断する場合は、福祉施設（高齢者・障害者・児童施設）への全部転用等（高齢者施設が含まれる場合に限る）**の際の国庫納付を不要とする。

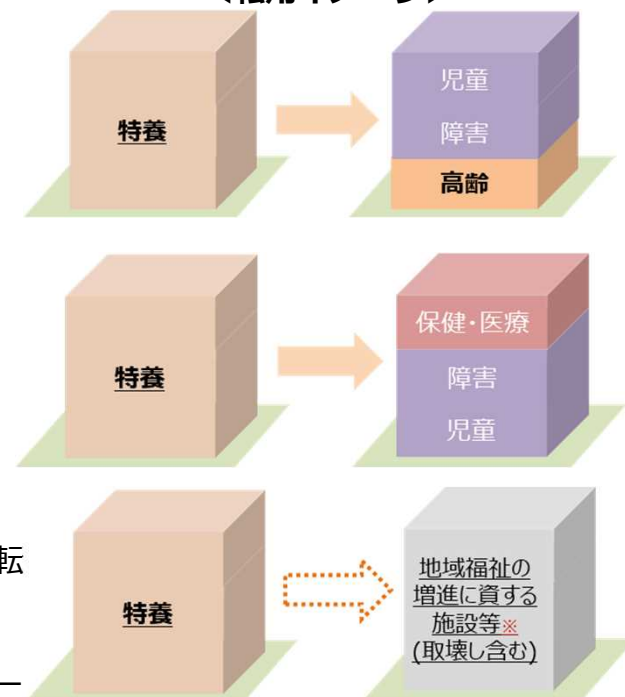
経過年数10年未満の特例（案）②

高齢者人口の急減等、真にやむを得ない場合において、他の施設との統合等のため**高齢者事業を廃止する場合は、自治体、地域の事業者・関係者・住民との合意形成を図った上で介護保険事業計画等へ位置づけることを条件に、福祉施設以外の厚生労働省所管施設等（こども家庭庁所管施設、サービス付き高齢者向け住宅を含む。）への転用等**の際の国庫納付を不要とする。

厚労省所管施設以外への転用の特例（案）

- 国の予算が各省各庁の長に対して配賦されることに鑑み、**厚労省所管施設以外の施設への転用等については、被災した場合の取壊しを除き、経過年数10年以上であっても国庫納付を求めている。**
- 他方、中山間・人口減少地域においては、既存施設の移転による機能の集約化を含めたサービスの再編が求められることも想定され、**既存施設を幅広い用途に活用することも想定される。**

<転用イメージ>



- 中山間・人口減少地域に所在する介護施設等について、**他の地域に当該介護施設等の機能移転を行う場合であって、かつ、特例(案)②のプロセスを経ているときは、厚労省所管施設以外の地域福祉の増進に資する施設等への転用や取り壊しの際の国庫納付を不要としてはどうか。**また、この特例については経過年数10年以上のものに限ることが適当ではないか。

厚労省所管施設以外の施設への転用は国庫納付が必要
取壊しについては被災した場合等を除き国庫納付が必要